

令和3年12月17日(金) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	青木 淳子
副委員長	稗田美菜子	
委員	古濱 薫	議長	青木 健
〃	藤江 竜三	副議長	藤田 貴裕
〃	柏木 洋志		

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 最終本会議の議事運営について

- (1) 議事日程(第2号)案について
- (2) 議案等の取扱いについて
- (3) 令和4年中の一般質問発言通告申出書について

2. 国立市議会会議規則の一部改正について

3. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 おはようございます。最終本会議に向けた議会運営委員会に御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 初めに、議長より御挨拶をお願いします。

○【青木健議長】 おはようございます。皆様方におかれましては、閉会中の委員会審査、大変お疲れさまでございました。寒い日が続いておりますので、どうぞお体に御留意を賜りまして、最終本会議の議事運営にも御協力を賜りますよう心からお願いさせていただき、一言御挨拶に代えさせていただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。各常任委員会では、慎重な御審査を頂きまして、ありがとうございました。また、本日は最終本会議に向けて議会運営委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。本定例会におきましても新型コロナウイルス対策への対応ということで、本会議、各常任委員会の運営につきまして御配慮を頂きまして、ありがとうございました。市と致しましても、3回目のワクチン接種事業をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策を引き続き適切に講じてまいります。

それでは、初めに、追加提出案件について御説明いたします。去る11月26日の議会運営委員会で準備が整い次第、提出させていただくこととしておりました人事案件につきまして、第84号議案国立市教育委員会委員の任命に伴う同意についてを追加提出させていただきました。そのほか、職員団体との協議が調い次第、提出するとしておりました職員給与関係議案につきましては、現時点で職員団体との交渉が成立しておらず、今定例会での提出は見送らせていただき、令和4年第1回定例会での提案に向けて努力してまいります。

国の対策等の状況により追加提出の可能性があるとしておりました補正予算でございますが、第83号議案として、令和3年度国立市一般会計補正予算（第8号）案を追加提出させていただきました。主な内容につきましては、国から事業概要が示されました家計急変者を含む住民税非課税世帯等に対する1世帯10万円の臨時特別給付金の経費、初日に即決いただきました補正予算において、先行給付分を計上しました子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、国の方針が示されたことから、残されておりました1世帯5万円分の追加給付分の経費を計上しております。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、支給が2回に分かれますが、いずれも年内に支給できるよう調整しております。また、併せまして市税の過誤納還付金につきましても計上させていただいております。いずれも可能な限り早期の給付、還付を行う必要があることから、最終本会議での取扱いの御協議をよろしく願いいたします。私からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進めてまいります。



議題 1. 最終本会議の議事運営について

(1) 議事日程（第2号）案について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、最終本会議の議事運営について。(1)議事日程（第2号）案について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程案について御説明を申し上げます。

お手元に御配付いたしました令和3年第4回定例会議事日程（第2号）を御覧願います。市長提出議案は15件、議員提出議案が2件、陳情が1件ございます。合計18件でございます。議事日程の登載順序につきましては、前例に倣い、登載いたしております。

日程第14、第83号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第8号）案及び日程第15、第84号議案国立市教育委員会委員の任命に伴う同意についてにつきましては、追加提案されたものでございます。

日程第17、議員提出第17号議案再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございますので、関連する陳情の次に登載いたしております。

日程第18、議員提出第18号議案沖縄県知事的设计変更「不承認」を受けて、変更箇所以外も含む辺野古新基地工事の中止を求める意見書案につきましては、所定の手続により提出されたものでございますので、前例に倣い、登載を致しております。議事日程（第2号）案につきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(2) 議案等の取扱いについて

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(2)議案等の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いについて御説明を申し上げます。

日程第4、第71号議案国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第5、第73号議案国立市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案の2議案につきましては、一括議題とし、採決につきましては、別個採決とする扱いをお願いを致します。

日程第9、第77号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第6号）案につきましては、本会議初日におきまして、令和3年度国立市一般会計補正予算（第7号）案が可決され、字句等の整理を議長に委任したところでございます。議決結果によっては、同様に議長に委任することを議会に諮ることとなります。

日程第14、第83号議案につきましては、追加提案されたものでございますので、即決の扱いをお願いいたします。

日程第15、第84号議案につきましては、人事案件でございますので、先例に倣い、提案説明を行った後、質疑、委員会付託、討論は省略し、直ちに採決に入り、採決は無記名投票で行うこととなります。

日程第17、議員提出第17号議案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございます

ので、先例に倣い、提案説明、質疑、委員会付託、討論は省略し、採決の扱いとなります。

日程第18、議員提出第18号議案につきましては、提案説明、質疑、討論、採決の扱いによりお願いしたいと存じます。

陳情第15号国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情につきましては、付託先の委員会で審査の結果、さらに継続審査となりましたので、先例に倣い、お手元に御配付してあります請願・陳情継続審査件名表のとおり、閉会中の継続審査とすることを諮る扱いとなります。これは議事日程には登載してございませんが、全日程終了後、議長が諮る扱いとなります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(3) 令和4年中の一般質問発言通告申出書について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(3)令和4年中の一般質問発言通告申出書について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 令和4年中の一般質問発言通告申出書を準備いたしてございますので、事務局にお越しいただきたいと存じます。第1回定例会につきましては、例年、本会議2日目に市長施政方針表明に対する会派代表質問を行い、その日はそれで終了いたしまして、本会議3日目から一般質問を行っております。その例に倣いますと、令和4年第1回定例会の一般質問は、3月1日火曜日から行うこととなります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

ここで、事務局より連絡がありますので、発言を許します。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 お時間を頂きまして、ありがとうございます。例年、御連絡をさせていただいております新年顔合わせの件でございます。仕事始めの1月4日火曜日午前10時に1階西側出入口横に集合していただくようお願いいたします。集合次第、記念写真の撮影を致します。御参集いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長の報告のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議題1、最終本会議の議事運営についてが終了いたしました。市長をはじめ当局におかれましては、御退席いただいても結構でございます。ありがとうございました。



議題2. 国立市議会会議規則の一部改正について

○【高柳貴美代委員長】 それでは議題2、国立市議会会議規則の一部改正についてに入ります。欠席の届出関係について持ち帰りとなっている5つの論点に基づき協議を行ってまいりたいと思います。

初めに、論点1、産前・産後の欠席期間を定めるかについてと、論点2、出産補助の項立ての件についてでございます。このことについて、前回まで期間を入れるかどうか、また自由度の高いものが

よいという御意見や、市民等への説明責任という点からも期間を入れたほうがよいのではないかと
いうような御意見を頂いております。

そこで、出産の規定にただし書を設けている地方議会があるということが分かり、議会事務局にお
いて資料として本日まとめていただいておりますので、その説明を事務局よりお願いしたいと思いま
す。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議会運営委員会資料No.8、欠席等の事由のうち出産の規定にた
だし書を設けている事例を御覧ください。そのような地方議会は、事務局で調査した範囲では、あき
る野市議会と四條畷市議会がございました。

あきる野市議会会議規則では、第2条第2項でございます。下線部で、出産が予定日の後となった
場合で、届け出た欠席期間経過後も出席できないときは、その期間を明らかにして、欠席届を改めて
提出できるものとなってございます。届出ができる期間につきましては8週間、多胎妊娠の場合は16
週間を超えた日数とされているところでございます。

続いて、四條畷市議会会議規則も第2条第2項でございます。下線部で、出産後において医師等の
特別の指示の診断書により延長する必要があるときは、出産の日の後10週間、多胎妊娠の場合には12
週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出
することができるとの規定となっているところでございます。説明のほうは以上でございます。よろ
しくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 説明が終わりました。ただいまの資料も含めまして、論点1及び論点2に
ついて御意見等を承りたいと思います。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 資料ありがとうございました。とても分かりやすく、こういうところがあ
るんだということが分かっただけでもすごくありがたかったと思います。

産前・産後の規定については、交渉団体の中でも議論がいろいろありますので、議運の中で具体的
に議論を進めていただくのがいいのではないかと御意見が一番多かったです。ここですぐ
決めてしまうのではなくて、いろいろなことが想定されますので、様々なことを想定して、議運の中
でしっかりと議論をして深めていただきたいという御意見が、交渉団体の中では一番多かったです。

また、本人と配偶者の出産について別立てにするのかどうかという論点についても、より休みやす
い形というのが、結果的に2つに分かれることなのか、1つになることなのか。2つにするためにど
うするのかというよりも、より使いやすい制度にするための形が必要ではないかというような御意見
がその2点についてはありました。

○【高柳貴美代委員長】 よろしいですか。そうしますと、稗田委員のほうからは、議運のほうでし
っかりと議論を進めていただきたいということでもよろしいですね。

○【稗田美菜子委員】 大丈夫です。はい。本日頂いたこの資料は、また持ち帰ってしっかりと御意
見を頂いてまいります。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。ほかにもございますか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 まず、ただし書のほうは、ありがとうございました。私たちの会派は、前回は
述べているところで変わりが無いというところではありますが、期間を定めるかどうかという点につ
いては、ないほうがよいだろうというところでもあります。理由は前回は述べましたけれども、そのと
きの状態、精神的、身体的を問わずというのは個人差がありますし、そのときの状態もありますので、

臨機応変に対応できるというほうがよいのではないかという観点であります。

2つ目の出産補助の規定を現状どおり、要するに一緒の項目にするか、また別個にするかという点については、これらについては現状のままで、国立市議会会議規則のままでいいのではないかということでもあります。そのような形でございます。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。共産党さんのほうは以前の御意見と変わりなしということでもよろしいですね。ほかにございますか。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 基本的に以前からと変わらないんですけれども、このただし書の資料を頂いたので、それを含めて持ち帰って検討したいと思います。

○【青木淳子委員】 公明党は、まずは母体の保護、この観点からしっかりと母体が休める期間をきちんと設定をしたほうがいいのではないかというふうに考えておりました。ただ、ただし書を今回こういうふうに提示をしていただいたので、このことも含めて持ち帰って検討したいと思います。

それから、出産補助に関してですけれども、やはり出産補助もきちんと取りやすい形を考える必要があるかなと思います。どういった形が出産補助を取りやすいのか、そこをもう少し議論を深めたほうがいいかなと考えます。ですから、別立てにしたほうが、まずは母体の保護、それプラス別立てにして出産の補助、育児も含めて取りやすい形、期間を定めるのかどうかということも含めて別立てにして考えていったほうが、そうしたほうが市民の皆様にも御理解していただきやすいのではないかなと考えます。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。公明党さんのほうでは、最初の1のほうは期間を定めてということで考えていらっしゃるということ、2のほうは別立てにして考えるということで、あくまでも出産補助は取りやすい形で、もう少し協議を進めたいということでもよろしいでしょうか。そして、市民の方々への説明責任もしっかりと考えた上で協議を進めたいということでもございました。よろしいでしょうか。

ほかにございますか。——よろしいですか。分かりました。それでは、皆様の御意見を伺いました。もう少し協議を進めてまいりたいということですので、本日お渡しいたしました議会運営委員会資料No.8をお持ち帰りいただきまして、さらに交渉団体、会派で協議を進めていただき、次回、協議の結果をまた御意見として頂きたいと思います。

それでは次に、論点3、公務についてに入ります。このことにつきまして御意見等を承ります。いかがでしょうか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 公務につきましては、欠席事由のところ公務という規定は必要というような方向のお話に交渉団体としてはなりました。言葉については公務がいいのか、その他の公務がいいのかというのは検討が必要であるけれども、公務という規定は何らか必要であるというような形でまとまってまいりました。ただ、公務というようなことについて、会議規則の中に詳細な規定はしなくてもいいけれども、例えば欠席届の中にその内容を明記するなど、なぜお休みをしているのか、公務の中でもその内容が何なのかみたいな形が記録として残ったり、形として残る形が併せてできるものがあるのではないかというような形で交渉団体としては話がまとまってきました。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 稗田委員のほうからは、公務は何らかの形で、明記に関してはまだ協議中ということですが、公務は何らかの形で必要であるということ。その申請を出すときとかにその内容について分かるようなものがあつたほうがいいのではないかという御意見ですね。ありがとうございます。

ほかにございますか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 3の公務については、規定は必要であるというようなことであります。その記載については、前回他の公務とするかということも述べましたけれども、公務ということが分かればいいのではないかとということでまとまりました。なので、記載については公務、もしくは他の公務、もしくはほかの適切な表現があるのであれば、適切なものを使用すればよいのではないかとということであります。

その公務の規定の件、何を公務とするかということについてです。これについては、会派のほうでも意見が出ているということでもあります。条例で規定するのがいいのか、また運用の面で対応するのがいいのかということでもあります。ただ、条例で規定するにしても、ちょっと難しいのではないかとというのが会派の意見でございます。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。共産党さんのほうは、以前と変わらず必要であるということ、そして、その表し方として、公務または他の公務、またほかにも言い方があるのであれば、それも協議に応じるということ、そして公務の規定に関しては、なかなか明記するのが難しいので、運営上の形で何か方法はないだろうかというような御意見が、今のところそのような御意見であるということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございますか。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 公務については必要であろうというところで意見は変わらないんですけども、ただいま稗田委員より、公務を具体的にするのは難しいので、欠席届の中で何々に出向したためとか、そういう形を残すということ、そういうところを含めて、会派に持ち帰って検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○【青木淳子委員】 公明党も公務の規定は必要だと考えます。ただし、詳細は必要ないのではないかとというふうに考えておまして、これは皆さんと協議していかなくてはいけない表現なのかなと思えますけれども、公務というのは、国立市議会においては国立市議会の活動が公務ですので、それ以外の公務というような表現が適当かということですね。そうすると様々な国立市議会の公務以外のものが包含されるかなと思えますので、詳しくどれどれと書くのは適してはいないと思えます。私も今申し上げた表現が適当だろうか、もう一回皆さんと協議ができればなと考えます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。公明党さんのほうは、公務を入れることは必要であろう。ただし、詳細なことはなかなか難しいので、必要はないということ。それ以外の表し方として、それ以外の公務がいいのか、その辺の表現自体はまだ協議の余地があるということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。大丈夫ですか。古濱委員、いいですか。

今まで皆さんに公務のことの御意見を頂きました。まとめさせていただきますと、どの交渉団体も公務を入れることは必要であろうというところまでまとまってきた状態であると思えます。その公務の表し方を、他の公務にするのか、公務のままでいいのか、それ以外の公務がいいのかということまで話が及んだこと、その辺のところも持ち帰りいただいて協議を進めていただきたいと思います。

あと1点として、稗田委員のほうから公務の内容について、これも皆さんからも詳細を示すのは難しいことであろうということで、ではそれを残すというような御意見もあった中で、例えば欠席届を出す際に理由を明記するなど、そういった方法もあるのではないかとというような御意見が出ましたので、その辺のところを皆様お持ち帰りいただいて、各交渉団体で協議をしていただきたいと思います。

議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 今、欠席届の表記の仕方が御議論されているので、実態といたしますか、これまでの取扱い、書式を簡単に御説明させていただきます。欠席届につきましては、期間が入っていきまして、欠席・早退等を届け出ますというものでございますけれども、そこには理由欄というものが現行でも記載がございます。ですから、何々の会議、欠席ですとか、そういった理由のほうは記載をして現行でも届出をしていただいているという状況でございます。ただ、取扱いとしまして、理由のほうは非開示にさせていただいているという……（「本会議では理由を言わない。単なる欠席です」と呼ぶ者あり）理由のほうはお示しをしていないという形です。それは会議上でしたら特段の問題はないのかなと思っておりますけれども、健康上の問題ですとか、そういった関係の理由というところもあるので、そういう取扱いをしているというところでございます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今、事務局長のほうから欠席届の今の状況を教えていただきましたが、それに対して御意見いかがですか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 それは私も欠席届を出したので、よく存じ上げているんですけども、例えば一身上の理由でとかと書いちゃう場合もあるかもしれないので、何らかの形で残したほうがいいのではないかというのを議論したほうがいいのではないかという話が交渉団体の中からありましたので、それを報告させていただきました。公務ということで休んでいるということだけでよければいいんですけど、それがどんな公務なのかという内容が少しでも、内部だけでもいいので非開示で——非開示の件については、交渉団体に持ち帰らないと分かりませんが、私個人としては非開示でもいいと思います。内部の中である程度分かったほうがいいのかなと思ったので、そこをもし持ち帰り事項にさせていただけるのであれば、議論していただければと思います。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。今、稗田委員のほうから御意見を頂きまして、今、既に欠席届のほうで理由を書いているというのはしているんですけども、公務に関して、今後そのような内容が分かるような形で欠席届に書くのはいかがかというようなことを協議してくださいということによろしいですか。では、そのような今の御意見もお持ち帰りいただいて、さらに協議をお願いしたいと思います。古濱委員。

○【古濱薫委員】 すみません、戻ってしまうかもしれないんですが、先ほどの出産のところ配偶者についての言葉の使い方、配偶者という言葉がどうかという文言案……

○【高柳貴美代委員長】 配偶者は4番のところですよ。

○【古濱薫委員】 4番でしたか、次ですね。申し訳ありません。

○【高柳貴美代委員長】 次のところで扱います。よろしいですか。

それでは次に、論点4、配偶者の文言整理についてでございます。前回、議会運営委員会資料No.7で文言案をお示ししているところでございます。そのことも含めまして御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。古濱委員。

○【古濱薫委員】 失礼いたしました。配偶者の文言案のところについて、事務局からの議会運営委員会資料No.7、ありがとうございます。参考に致しました。とても整頓されて表されていると思います。虹の交渉団体でも表現の仕方について話しましたので御報告いたします。ほとんどこちらで足りていると思われまして。ただし、少し言い換えられるとするのであれば、この資料の1行目の配偶者、右側のほうの「同様の事情にある者を含む」というところを、事情というよりかは、もしかしたら関係という言葉のほうの方がふさわしいかなと意見が出ました。

それから、下のほうに1、配偶者について説明がありますけれども、これは「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」、事実婚ですとか、内縁関係であると書いてありますが、パートナーシップ制度の届出をしていない同性のカップルの方も含むのであろうという考えだよねという話が出ました。

それから、2番のパートナーシップにある者、交付手続をした方であったり、またほかの自治体の同様の届出をした方ということですが、これは可能性としてはアウティングの心配もありますから、こういう規定をしますが、これを証明させたり、突き詰めたりするものではないですよという意見が出ました。虹からはそのような話でした。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。虹さんのほうは、こちらの文言案のほうでほぼいだろうということ。気になるところは、1行目の「同様の事情にある者を含む」の事情が、関係のほうがいよいのではないかという御意見。それから、この下の文章のところの1番のところ、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」というところのことですよ。もう一度そこを、古濱委員、いいですか。

○【古濱薫委員】 その四角から外れた下の1番のところ、「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」、関係という言葉に変えるかもしれませんが、いわゆる事実婚の方とか内縁関係の方のことを言っているのだと思いますが、ここにはパートナーシップ制度を利用していない同性のカップルの方も、事実上婚姻関係であるという方も含むんですよという意見がありました。異性に限らないですよということ。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。そのことについて、事務局のほうから御説明を頂いてよろしいですか。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 今、お聞きして、違っていたら申し訳ないんですけども、最初の事実上婚姻関係と同様の事情のところの文言、関係というところのお話で、文言をどうするかは皆さんで御議論を頂いてということによろしいのかなと思います。そのときに、パートナーシップの関係のところは、ここは入っていないというところがございます。ここは事実婚のところですから、「または」のその次がパートナーシップ関係に関する記載というところですので、そこだけ御理解いただければと思います。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 あともう一点、括弧外れた1番のところ、事実上婚姻関係と同様の事情にある者というところでは、パートナーシップ制度を利用されていない同性のカップルも含まれるのかどうかという御質問です。

○【内藤議会事務局長】 これは想定では含まれていないということです。

○【高柳貴美代委員長】 含まれていないという形でございます。ほかに御意見はございますか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、例えば、これは出産補助の規定なんですけれども、男性・男性の事実婚も女性・女性の事実婚も、男性・男性の事実婚はあり得ないのか、出産補助って。女性・女性の事実婚だとあり得ますよね。

○【藤江竜三委員】 男性・男性でも細かいことを言うと、ほかの人に産んでもらって、それで補助という。

○【稗田美菜子委員】 そうか、そういう場合もあるね。そうですね。

○【高柳貴美代委員長】 暫時休憩いたします。



○【高柳貴美代委員長】 それでは、休憩を閉じて協議を再開いたします。

ほかに御意見は。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 私たち共産党会派としても持ち帰りにさせていただきたいと思います。このパートナーシップのところについてですが、パートナーシップ制度を利用していない方々に対する対応というのについては、さらに協議をしないといけないなというふうに感じております。ただ、その文言のところについてです。これは例えばという例で、配偶者のところ、同様の事情にある者を含むというような文言、詳細については協議が必要かなと思いますけれども、これをパートナーシップ制度のところにも適用すればいけるのではないかというふうに考えているところであります。詳細については持ち帰りさせていただきたいと思います。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 共産党さんは、さらに持ち帰って協議を深めてまいりたいということでございます。ほかにいかがですか。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 基本的に国立市の条例と合わせていくといった議論で来て、この事務局の案が出てきたと思いますので、私どもは国立市のパートナーシップ制度を踏まえた配偶者の文言でよいのかなというように考えてきました。その他の意見については、持ち帰ることはできるんですけども、私たちはこれでよいのではないかというように考えているところです。

○【高柳貴美代委員長】 藤江委員のほうからは条例と合わせていくべき、また、国立市のパートナーシップ制度を踏まえた配偶者の文言はこのままでよいのではないかという御意見。皆さんから出た御意見は、持ち帰って協議をする余地はあるということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。青木委員。

○【青木淳子委員】 出していただいたパートナーシップ制度を踏まえた、この文言案でおおむねいいかとは考えますが、この文言案でパートナーシップ制度を選択するのは個人の自由なので、基本は漏れる人がいないような文言であるかということも含めて、持ち帰って協議をしていきたいと思いません。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。公明党さんは、この文言案でおおむねよいのではないかという御意見。そして、皆さんの御意見を受けて、漏れる人がいないようにということに関しても持ち帰りいただき、協議をさらに進めていくということによろしいでしょうか。

ほかにございますか。大丈夫でしょうか。

それでは、今、皆様から出た御意見をさらに持ち帰りいただき、協議を続けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次に論点5、事故の文言整理につきまして、やむを得ない事由のような文言に書き換えるということを前回最終確認していただきたいということをお願いいたしました。そのような確認をお持ち帰りとなっておりますが、そのことについての御意見等をお願いいたします。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 共産党会派のほうは前回どおり、事故ではなく、事由にすべきであろうというところとなっておりますので、お願いいたします。以上です。

○【稗田美菜子委員】 交渉団体の虹におきましても、やむを得ない事由で問題ないということなので、変更をよろしく願いますということでございました。

○【藤江竜三委員】 その他のやむを得ない事由で問題ないので、よろしくをお願いします。

○【青木淳子委員】 公明党もやむを得ない事由という文言でいいということです。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。ほかになれば、今、皆様の御意見を承りましたところ、全交渉団体、会派の皆さん、事由という文言整理は了解を得てくださっているということが確認できました。それでは、ここで確認をさせていただきたいと思います。

お諮りいたします。事故の文言については、やむを得ない事由のような文言に置き換えることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのとおり決定いたします。

ほかになれば、以上で議題2を終わらせていただきますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、議題2を終わります。



議題3. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、議題3、議会基本条例の点検についてに入ります。このことにつきまして、点検方法の検討について持ち帰りとなっております。

本日は、所沢市議会の議会基本条例の点検に関する報告書を配付しております。また、前回の国立市議会の議会改革特別委員会報告書につきましては、大部になることからウェブページのURL及びQRコードで情報提供をさせていただいております。研修等の御意見がございましたが、山梨学院大学の江藤先生と地方議会総合研究所の廣瀬先生の研修記録が資料編に掲載されておりますので、ぜひこちらのほうを皆さんでお目通しいただきまして、今後の検討に生かしていただきたいと存じます。このことについて御意見等がございましたら承ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 共産党会派のほうでは、まずは研修についてですが、研修については行うということであれば、やったほうがいいのではないかとこのところであります。そのほかの方法、具体的にどのように点検をしていくか等の方法についてなんですけれども、まずは1つ方法としてありますのは、タイムスケジュール等を確認して、どのような方法が現実的に実現可能なのかというのをまず明らかにしていくのが必要ではないかとこのところであります。そのタイムスケジュールを念頭に置いた上で、他の委員から出ているような会派の意見なのか、もしくは条例ごとの点検なのかというところを協議していくべきではないかとこのところあります。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。共産党さんのほうからは、研修を行うというのであれば行ってもよいのではないかと。また、どのような方法で行うかということを考える前に、まずはタイムスケジュールをしっかりと念頭に置くべきではないかという御意見を頂きました。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございますか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 様々な意見が交渉団体虹の中にありますので、これというふうにして定まったものではないんですが、1つは、評価については議運の中で行っていくことで、評価というか、議運の中で行っていくことで方向性としては一致しているんですけれども、その前に全体の評価の仕方だったりとか、議会として取り組んでいるという気合合わせみたいな意味で研修が必要だという御意見がありまして、研修するんだったら、議会の中で研修すべきだという意見が前からずっとあります。

その中で、今回、検討結果報告書だとか、あるいは新しく頂いた資料、こういうのを改めて今回出していただいたので、もう一回これを見て、どういうふうなのかということで持ち帰りはさせていただきたいと思います。

それを前提でお話しさせていただくんですが、まず、何らかの形で評価をするに当たって、評価はちゃんとPDCAサイクルを回していかなければ評価の意味がないので、という話に虹の中ではいろいろ深まりまして、どういうふうに改善策を考えていくのかとか、どうやったらいいんだというふうにして話が広がったので、まずは議運の中で評価をすることがいいのではないかなというような形で、大まか虹の中ではお話がまとまってきました。その後どのようにその評価を扱うかというのは、そのときにまた考えていくということにして、基本、議会基本条例の中にPDCAサイクルを回しましょうと書いてあるので、PDCAサイクルを回さなければいけないというお考えの方が何名かいらっしゃるので、チェックだけじゃなくて、アクションも考えなければいけないというふうになっているんですが、まずはチェックを3段階ないし5段階のようなものでしていくのがいいのではないかなというようなお話がありました。

また、今回、所沢のが出ているんですけども、所沢の点検視察に行ったときの報告書とか、行ったメンバーがいるので、その方たちからお話を伺うというのもいいのではないかなという御意見もありました。虹としては、そのような御意見がありました。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。虹さんのほうではチェックをしていくということで御意見がまとまったということでした。その方法については3段階なり5段階なり、この辺はまだ協議中であるということ、それから前回の研修ということであったけれども、それは気合合わせという意味合いで全議員で行いたいというような意味で、そのような御意見を出されたということのお話がありました。しかしながら、本日資料をお出ししたので、そちらの資料をお持ち帰りいただいて、そちらもよく精査していただいて、お考えをまたまとめていただくということでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

ほかにございますか。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 研修については、意見がまとまっていないところなんですけれども、議運で議会基本条例については評価をするということで意見を出しています。それで、チェックの方法なんですけれども、今回、資料を頂いた所沢のような形でシンプルに、確認するところは確認して、よくできたところは丸という形で、全くやっていないところは三角としているようなんですけれども、このような形で3段階ぐらいで評価をしていくのが私個人としてはよいと思いますので、この所沢の案を交渉団体に持ち帰って検討したいと思います。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。藤江委員のほうからは、議運ではチェックをするということの確認と、それから本日お出しした資料を持ち帰って、さらに協議を進めるということでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。青木委員。

○【青木淳子委員】 公明党はもともと議運の中では目的が達成されているかどうかを確認する、評価するということでした。今回、所沢の資料を出していただいたように、目的が達成されているかどうか、A、B、Cで分けたものを出ささせていただきましたので、このやり方が適当だというふうに考えます。さらに、その後の取扱いに関しては、議長から条例の目的が達成されているかどうか、この点検ということで頂きましたので、点検を議運で出して、それを議長に戻して、その後の取扱いについては、またその後の話になるかと思いますが、議運でどうこうするというのではないかなと考

えます。

研修に関しては、タイムスケジュールがあるかと思いますが、その中で時間があれば、前回の条例の改正、見直しのとくに経験をされていない議員の方もいらっしゃるかと思いますので、研修を受けなくてもいいのかなということ、意見は公明党としてはまとまっています。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。公明党さんのほうは、目的が果たされているかどうかをあくまでも議運ではチェックをするということで、そのチェックをすることを議長から言われているので、その先はまた新たに議長に返して、さらにそこで検討すべきことだということの確認でございました。

それから、研修に関しては、もしタイムスケジュールがその中で収まるのであれば、以前の研修を受けていない議員の方もおられるので、やってもいいのではないかというような御意見でした。

ほかにございますか。大丈夫ですか。

それでは、今日お渡しした資料、また皆様から御意見を頂きましたので、その御意見をさらに持ち帰っていただきまして、各交渉団体、会派で協議をしていただきたいと思います。

ほかになれば、議題3を終わらせていただきます。



○【高柳貴美代委員長】 皆様の御協力を頂きまして、本日の協議事項は全て終了いたしました。

これもちまして、議会運営委員会を散会と致します。

午前11時2分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年12月17日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代